（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
1	条例に対する全体的な意見	周囲の正しい理解や環境の整備により、認知症の人が尊厳と希望を持って「認知症とともに自分らしく生きる」の主旨に沿って、市民、行政、家族、事業者、介護事業者、関係機関がそれぞれどのような役割を果たしていくか、方向性を指し示す内容になっており共感いたしました。 浦安市が全国に先駆けて、認知症とともに自分らしく生きられるまちになるよう、介護事業所としても微力ながら参画させていただきます。	B	認知症に関する生活課題は、行政や一部の医療・介護関係者だけで解決していくだけではなく、多様な主体が連携しながら、それぞれの責務、役割、取組を履行しておくことが重要であると考えています。	
2	条例に対する全体的な意見	全体的に、「認知症になっても前向きに積極的な社会参加を」という印象を受けました。もちろん目指すべき姿はそこにあると思いますし、そのような方が増えることは喜ばしいと思います。しかし現実、認知症ではなくても元々社会参加に消極的な方もいらっしゃいますし、まだまだ認知症についてネガティブなイメージがある中、条例の全体的に前向きに行きましょう、といった印象は、市民との間にギャップが生まれてしまうと感じました。「活動的でなくても、前向きでなくても、認知症のどのステージにおいても、その人らしく浦安で生きていくことを市として応援します」といった印象があると、背伸びをせず頑張りすぎず、誰も取りこぼさず、認知症とともに生きていく後押しになるかと思いました。	B	検討段階でも同様に意見が出ました。 第 10 条（発信・伝達の支援及び機会の確保）でいえば、発信できる人はいいが、発信しにくい重度の認知症の人の意見や思いも汲み取っていくことも重要ではないかとの意見をふまえ、「発信」だけではなく「伝達」も追加しています。条文中「希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人」という表現に関しても、「希望や生きがいを持っているわけではない」という意見もありました。一方で認知症の重度の方でも日々の暮らしの中でふとした時に笑顔を見せる時もあり、認知症が重度であっても希望や思いはなくならないとの考えからこのような記載としています。 また、認知症とともに生きることに前向きではない人もいる現実も認識しており、認知症に対するとらえ方の違いや認知症のどのステージであっても、ご指摘のようにその人らしく本市で自分らしく生きていくための支援をしていきたいと考えています。	
3	条例に対する全体的な意見	非常に素晴らしく、理想とする社会の実現をするために最大限の協力をしたいと感じる反面、「認知症の方の就労の継続」等、途方もない課題も多く、理想を現実にしていくことの困難さを考えてしまったのが正直なところです。 しかし学齢期の児童への認知症への理解促進等、大賛成である項目は非常に多いため、微力ながら私も「認知症とともに生きる世の中の実現」の為に何かの役に立ちたいと思った次第です。	C	ご指摘のように、「認知症の方の就労の継続」等、課題が大きい施策もありますが、高齢者が増加することで認知症の方が増加することは明らかなことですので、条例制定を機に継続的に取り組んでいきたいと考えています。	
4	条例に対する全体的な意見	法律の文案が具体的にどう守られ運用されるかが大事だと思います。認知症の問題も常葉だけではなく具体策をもっと時間を使ってわかるように説明すべきだと思います。	C	第19条で認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るために認知症施策推進基本計画し、第 20 条で認知症総合施策検討委員会を設置することとし、認知症施策の評価を行う予定です。	

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
5	条例に対する全体的な意見	条例の「目的」にもあるように、自分自身や家族の誰かが認知症となる可能性のある時代を迎え、「自分らしく暮らし続けることができる浦安」であってほしいと切に願う者です。新オレンジプランの実現のための浦安市基本条例の制定は一歩を踏み出したとの印象です。今後は条例に従って具体的な運用の成果が求められますが、“第 10 条”にある通り家族やその周りの方は当然ですが市民の各層が認知症に対する理解を正しく持つことであり、このための普及・啓発・啓蒙を是非行っていただきたいと思います。	B	「認知症とともに生きること」についての理解促進、啓発に努めてまいります。	
6	条例に対する全体的な意見	認知症の問題は、我々シニアに取り身近な問題で、特に、本人、家族にとっては、解決の難しい課題と思います。 市の認知症のともに生きる基本条例案は総括的でよくまとまっていますが、地域として特色をもたせた重点施策等（例えば、プライバシーを守れる範囲での対象者本人、家族）の情報共有と情報ツールを使用した把握、サポート支援策等）についてあっても良いのではないでしょうか？	C	既存の施策として、プライバシーを保護しながら、行方不明となった方へ早期対応できるための仕組みとして「高齢者保護情報共有事業」、地域住民や日頃市内を移動している各種事業者が登録している「高齢者見守りネットワーク事業」等を行っています。これらの施策に加え、本市は市域が狭いこと、都県境であることから、多自治体との連携が重要と考え、第 18 条にて広域連携を規定しています。	
7	条例に対する全体的な意見	がんばれ。浦安の人は親切です。	E	参考意見といたします。	
8	条例に対する全体的な意見	認知症の人達が集まり、音楽、簡単な手芸をし、楽しい一日を送ることが出来れば良いと思います。一番大切な事は笑いと喜びです。	C	参考意見といたします。	
9	条例に対する全体的な意見	私は、貴市の本素案及び市長の動画配信を拝見させていただき、貴市の本素案及び取り組みに対し賛同します。	B	引き続き認知症とともに生きることを理解できる地域づくりに推進します。	
10	条例に対する全体的な意見	【更なる活性化が期待される「認知症カフェ」についての周知方法】 立地条件の良い場所での認知症カフェ開催ですが、集客のための広報の方法が悩みです。 チラシを公共施設に置いたり、会員個人の関係での広報に頼っています。 地域コミュニティー誌にも掲載してもらっていますが、やはり、年に数回でも浦安市の広報誌に載せてもらうことが必要だと思います。 浦安市の広報誌に載り、開催していることを知ってもらうだけで、当会の認知症カフェへの信頼が得られるし、興味を持ってくれる方も増えるのではないかと思います。	E	認知症の人、家族等、専門職、地域住民が気軽に集える認知症カフェは、認知症とともに生きることを理解する場として、重要な社会資源だと考えています。 周知も含めて、認知症地域支援推進員が主体となって認知症カフェの取組を支援できる体制を整備してまいります。	

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
11	条例に対する全体的な意見	認知症対策の重要課題⇒認知症の早期発見 『責務・役割・取組』や『基本的な認知症施策の方針』の中で、重要課題として、『認知症の早期発見』を項目立てするなり、方針の中に盛り込む必要があるのでは。	D	認知症とともに生きることの理解を推進していくことで、認知症の早期発見につながると考えています。 「認知症の早期発見」については、すでに多職種が連携して認知症初期集中支援チーム等の取組を実施しておりますが、より明確に施策の方向性を示すために、今後策定予定の「認知症施策推進基本計画」の中で、その必要性や具体的な施策について明記していきたいと考えています。	
12	条例に対する全体的な意見	認知症を介護する家族の心配事として、徘徊があり、発症しても安心して外出できる環境づくり⇒認知症疾患を有する人が、街を自由に歩ける環境を目指す文言を入れて欲しい。	C	認知症とともに生きることの理解を推進していくことで、認知症高齢者が安心して外出できるまちづくりができると考えています。	
13	条例に対する全体的な意見	認知症に特化した地域包括支援センターの設置(例:熊本県) ⇒具体的すぎますが、富岡地域包括支援センター東野支所の有効活用	E	参考意見といたします。	
14	条例に対する全体的な意見	20 年前に実母が認知症になり、徘徊の症状があった。その頃浦安に特養がなく、市外の特養に入所し、中々面会に行けず寂しい思いをした。 自分自身も高齢になり、夫も亡くなる1年ほど前に特養に入所した。コロナ禍で、コミュニケーションがなかなか取れない中、友人がなくなり、何か支援ができたのではないかと反省している。 今回、条例ができることを早く皆に知らせてあげたいと思う。 認知症ケアパスを老人に配布するともっと高齢者自身も気を付けて生活するのではないかと思う。	D	参考意見といたします。	
15	条例に対する全体的な意見	今回この条例ができたことを知り、自分には何ができるだろうかと考えてみました。職場で認知症の患者さんとお話させていただく機会もあるのですが、実際にどのように関わればよいか、私自身があまり病気を詳細に理解していないこともあり、勉強不足を痛感しています。 実際には、地域での受け入れる側がどのように対応すべきかわからないということを感じている方は多いのではないでしょうか。 認知症のある人が安心して暮らすことができる、安心して認知症になれる街づくりのためには、認知症に関わるスティグマについて考えること、アンチスティグマ活動を考えることが大切だと学びました。 個人、地域、社会、自治体が一丸となって取り組んでいけるようになるにはご家族はもちろん、若い世代、壮年期にも興味をもってもらうことも必要だと思います。 職場のスタッフとも認知症条例について話し合ってみたいと思っています。今後も引き続き頑張ってください。応援しています。	B	認知症とともに生きることの理解の推進に取り組んでまいります。	

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
16	条例に対する全体的な意見	認知症条例制定が本当に必要なのか、そもそも論の議論が必要。	D	今後の後期高齢者の増加と世帯構造の変化により単身の認知症高齢者が増加することが予想される中、認知症に対する古いイメージを変え、認知症とともに生きることを理解する地域社会を実現するための取り組みは、時間がかかり、一刻の猶予もないと考え、令和4年3月議会に提出するものです。 なお、素案策定にあたり、幅広く声を聴くため、認知症の人本人、家族に加え、医療・介護・福祉に関する事業者のほか、生活を支える金融・小売業、公共交通機関や、学生などを対象にヒアリングやアンケートを実施しました。 また、検討委員会を3回、様々な関係者や地域住民も参加するワークショップを3回、本人ミーティングを4回、認知症条例制定にかかる懇話会を2回実施し、丁寧な議論を重ねてまいりました。	
17	条例に対する全体的な意見	大牟田市に倣い、認知症とともに暮らす街づくり宣言を行うことを提案する。 条例は時間をかけ、市民向けの講演会や勉強会、パネルディスカッションなどを通じ、認知症の正しい知識を習得してもらい、その上で条例が必要となれば、他市の模範となるような “目から鱗”の条例を策定するのが良いと考える。浦安市では自治基本条例（まちづくり条例）を策定中。自治基本条例の成立を待ち、整合性を取り議会に上程されることを望む。	D		
18	条例に対する全体的な意見	今条例としてすぐに必要か。市民の関心者を入れて議論をすべきです。市民への知らせ方は大切に思います。（市の広報、市のＨＰではわかりやすく）	D		
19	条例に対する全体的な意見	本人、介護者同士のネットワーク作りが出来るようにお願いいたします。 特に若年性認知症は、本人だけではなく介護者も周りから孤立し、身近な話し相手や相談相手がいません。 介護者は経済的にも多大なストレスを抱え、基本自分らしい生活は出来ません。 以前参加した病院の家族会は、本人が 80 代 90 代の介護者の方とは思いが違うので、参加するのを止めました。	E	千葉県の若年性認知症支援コーディネーターや認知症の人と家族の会等と連携しながら、取組を参考にし、認知症の人及び家族等のネットワークが構築できるような環境について検討したいと考えています。	
20	第2条第3号	「市民」について、おそらく「市民」の中には、認知症の人も含まれると理解しました。 第 3 条以降では意味が通じやすいように認知症の人、家族等、市民…と表記されています。 読む人によっては、「認知症の人」と「市民」は別モノと捉えてしまう恐れがあると感じました。 そこで第 2 条の定義に、「市民には認知症の人も含む」と注釈を加えてはどうかと考えました。	B	市民の定義の中には、認知症の人、家族等も含まれます。 認知症の人と認知症でない人の分断という誤解につながらないよう、条例の啓発の際に表現を工夫します。	第2条第3号

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
21	第2条第3号	自治会活動を行うものにとって、地域の高齢化問題はもっとも重要な課題となっております。その中で、認知症対策は重要かつ喫緊な課題であると認識しております。 条例案の目的には「市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、」とありますが、自治会等の地域団体について、明示されていません。「市民」という表現に市民で構成する地域団体が含まれているのかもしれませんが、そうであれば、第3号の市民の定義を「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。」（まちづくり基本条例素案の表現より）のような表現とされてはいかがでしょうか。	A	自治会をはじめとした地域組織等の役割は市民の役割に位置付けていましたが、自治会、老人クラブ、市民活動団体等の地域団体の重要性を考慮し、第2条第3号「市民の定義」を「市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。」という表現に変更します。	第2条第3号
22	第2条第5号	関係機関の定義がわかりづらい（特に 4 項事業者との対比において）事例を付加することはできないだろうか。	D	例示を含めて、条例の啓発の際に表現を工夫します。	第2条第5号
23	第2条第5号	「関係機関」の定義ですが、無難な記述です。具体性に欠けるため、実効性が低くなっていると考えます。自治会を想定するかどうかが焦点でしょう。また市民活動団体をどう扱うかも課題でしょう。介護保険法に基づく「協議体」については浦安市の取り組みは浅いとの印象を持っていますが、ことの連携なしに認知症への地域での取り組みについて実効性があがらないと考えます。	C	関係機関は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、ハローワーク等を、「医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関」として整理しています。なお、自治会、老人クラブ、地域活動団体等の地域団体は第2条第3号（市民の定義）の市民に含まれています。	第2条第5号
24	第2条第5号	過去の自治会役員の経験からは、「自治会」がこの機能を担うことは難しいと思いますが、自治会がしなくて誰がするのでしょうか。（特にコロナ禍のここ二年間は自治会活動は低迷しています。）民生児童委員やともづなへの依存度が高くならざるを得ないと思いますが、今後の高齢化を考えると質の面では兎も角、量的には厳しいでしょう。	C	自治会の役割は「市民の役割」に含まれますが、認知症の人が社会的に孤立せず生活していくためには、自治会の機能は非常に重要であると考えています。	第2条第5号

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
25	第5条	市民の役割に「自ら認知症予防に向けた取り組み」を加える。 認知症に関する理解浸透に努めることなどは無論重要なことだが、自らも日常生活において認知症の予防に努めることも併せて明記しておくほうが重要かと考える。例えば身体活動、頭脳活動など。	D	「認知症の予防」に関しては、認知症は誰もがなりえるという視点に立って素案を検討しました。 国は認知症施策推進大綱の中で、『「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。』と定義しています。 しかし、「予防」という言葉の使い方によっては、認知症の人は「予防でききなかった人」という誤解を生じさせるおそれがあることから、市民の役割等には規定しませんでした。 疫学調査では高齢者の社会参加や生活習慣病の罹患率と認知症の発症の相関が示唆されており、国も認知症施策推進大綱の中で、『予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置く。』としていることから、素案第 17 条の規定としました。	第5条
26	第5条第1項	第1項「～正しい知識を持ち～」の部分で、第6条と同様に「～認知症に関する正しい知識を持ち～」と記載することにつきご検討下さい。	A	左記のように条文を変更します。	第5条第1項
27	第5条第2項	素案） 関係機関に相談するよう努めるものする。 提案） 関係機関に相談するよう助言に努めるものする。	D	市民が、認知症の人や家族等に対し、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう助言することを想定するだけでなく、認知症の人や家族等が地域で取り残されないように、気になる人がいた場合に直接、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談することを想定しています。	第5条第2項
28	第5条第3項	一読して理解しづらい文章である。意味するところは｛常なる社会とのかかわりが、健常者であるときと同じく認知症になっても、役立つことを認識すべし｝ということだとは思うのですが。	B	意図したことは概ねご意見のとおりです。 条例の啓発の際に表現を工夫します。	第5条第3項
29	第5条第3項	第3項において、「市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが～」 とありますが、個人的なことだけではなく、諸々の社会活動や社会貢献などを通じた社会との関わりを持つことが、自身の将来のためにも望まれます。地域共生社会の実現にも資することになり、これを念頭に置いたニュアンスを加えることにつきご検討をお願い致します。	C	何気ない趣味活動等を通じた社会との関わりが、認知症になった後に認知症の人が自分らしく生きる糧になっている事例からこのように規定しました。	第5条第3項

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
30	第5条第3項	第5条3項にあるように社会との関わりを持つことの大切さについては、認知症カフェもその一つだと思います。 市民の多くの人々に伝わっていくような条例ができたら、ますます素敵な浦安市になっていくと思います。	B	第5条第2項（市民の役割）及び第 12 条第1項（社会参加の推進）の規定を実現し、認知症の人が気軽に社会参加する手段の一つとして認知症カフェは重要な社会資源だと認識しています。	第5条第3項
31	第6条	事業者（スーパーやジム等）は、色々取り組んで頂いているようですが、その取り組みを例えばホームページやお店に公示して欲しいです。 取り組みの情報が伝わらないと、利用したくてもこちらから認知症の事情を話して支援してもらえるのか？です。 長年通っているジム等に、本人が認知症であると伝えることにより、利用出来なくなる恐れがあるためハラハラしながらも黙っていると良く聞きます。	B	第6条（事業者の役割）の中で、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、必要な教育の機会を設けるよう努めるよう求めています。 今後、認知症サポーター養成講座を受講した従業者がいる事業者については、認知症とともに生きることを応援している事業者として、ステッカーの配布と公表を行う予定です。これらの取組を通じて、各事業者が一層、認知症とともに生きることを理解し、利用しやすいサービスの提供につながることを期待しています。	第6条
32	第7条	私自身、市内で働く医療従事者ですが、医療従事者の認知症に関する偏見は根深いと思っています。今後認知症の方が増えるに伴い、医療福祉関係者の認知症に関する正しい知識に基づいた意識の変化があると、大きなボトムアップになるかと思います。専門職の方々なので、そこに関しては研修の義務化など、もう少し厳しい文を入れてもいいかと思いました。	C	ご指摘のように医療福祉関係者については、認知症に関する正しい知識の習得はもとより、「認知症とともに生きる」ことの理解も十分に備えていただきたいと考えています。 条文での研修の義務化は規定しませんが、認知症施策を策定するにあたり、効果的な研修を検討する参考意見とさせていただきます。	第7条
33	第7条	第７条に関して、「いついかなる時も」の文言を追加し、「医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、いついかなる時も、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。」とすることを提案する。 せっかく有意義な条例を策定されるため、コロナ禍で緊急事態等の対応で難しい状況の中でも、高齢者や認知症の方の生きる力を確保するために、条文第７条でなくても、他の努力規定の条文へ盛り込むことでも構わないため、「いついかなる時も」の文言をどこかに盛り込めるかご検討をいただければと思う。	D	最終的な条文を策定する過程で参考意見といたします。	第7条

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
34	第9条	家族や介護者の取り組みについてですが、私自身仕事をしている上で、本人が楽になると結果的に家族も楽になる、逆も然りだと感じる場面が多々あります。家族は、本人の意向を聞き関係者と連携を取りながら、その家族らしく生活できるよう積極的に周囲に頼っていく、といった内容もあっても良いかもしれないと思いました。	C	第9条第1項の文末の「地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。」という表現の中に、一人で抱え込まないという意味を含んでいます。	第9条
35	第9条	1項と2項は条を分けてはどうか。	D	第5条から第9条にかけては、多様な主体の役割・取組を規定しています。家族等につきましては、認知症の人の意思を尊重するだけでなく、家族等自身が抱え込まずに相談できるという要素を入れたため、役割ではなく「取組」とうい規定にしました。	第9条
36	第9条第2項	素案） 理解を持って、認知症の人本人の意思 提案） 理解を持つとともに、認知症の人本人の意思	D	最終的な条文を策定する過程で参考意見といたします。	第9条第2項
37	第10条	認知症に対する教育は小学生低学年くらいから開始すべきであり、学校教育の中にも組み入れられるような強力に促進いただきたいと思います。	B	令和元年より、市内全ての小学校にて、小学4年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。学齢期での教育が重要と考え第10条第3項を規定しました。	第10条
38	第10条	高齢者になってから認知症を考えるのではなく、子どものうちから、認知症への偏見を持たない、お互いさまという公平な人間を育てて行くべきだと思います。	B		
39	第10条第3項	素案） 認知症を身近なものと捉えることができるよう 提案） 認知症を身近なものとして捉えることができるよう	D	最終的な条文を策定する過程で参考意見といたします。	第10条第3項
40	第12条	以前と同じ様な仕事は出来なくても、周りの理解と少しのサポートがあれば就労は可能なので、例えば希望者には市で軽作業等の就労の窓口があると良いと思います。	E	市内では就労活動型のデイサービスや障害福祉分野の就労継続支援サービスを認知症の人が利用している事例もありますので、今後も認知症の人個人に適した支援体制を構築できるよう、多様な主体による横断的な連携に努めてまいります。	第12条
41	第12条、第17条	認知症の診断を受けてから、相談窓口（包括）に繋がるまでのハードルが高い→診断時に、病院で適切な相談窓口のアナウンスがあると良いと思います。 特に認知症初期は、相談し介護申請しても自立とみなされ、利用できる社会資源がない→第12条第17条の充実をお願いしたいです。 例えば、屋外認知症カフェの様な感じで、核になる人が必要ですが、認知症サポーター養成講座修了者がボランティアとして、介護保険利用などの社会資源に繋がる前の軽度の認知症の人と一緒に過ごせる様なウォーキングやジョギング、ハイキング等屋外で活動できると嬉しいです。 せっかく志のある方が認知症サポーターになっても現在は活動の場がないですね。	B	国は認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を令和7年度までに整備することとしており、本市でもチームオレンジの検討を行っています。	第12条、第17条

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
42	第 14 条	医師会とか地域の Dr との連携が不足しています。これではシームレスな連携にはすすみません。 医療・看護・介護・福祉がシームレスに連携する事例が増えれば、その地域住民も包括支援センターが身近に感じるようになります。元気な人はボランテイア活動にも繋がります。	D	市では、認知症施策を推進する役割の認知症地域支援推進員と認知症サポート医が連携して認知症施策を推進するよう努めています。 また、令和2年には在宅医療・介護連携推進検討委員会を立ち上げ、多職種による在宅医療・介護連携を推進するための議論を行っています。	第 14 条
43	第 14 条	認知症患者に家族が困り果て、病院に入院しても病院も困り果て自宅にもどされる事例がある。共倒れを防ぐために認知症患者の受け入れ先の充実と家族へのレスパイトケアの両輪が大切です。	D	参考意見といたします。	第 14 条
44	第 15 条	「意思決定の支援」ではなく、「意思決定プロセスの支援」といった言葉のほうが条文の趣旨を理解しやすいかと思いました。認知症の方の意思決定支援はとても難しい課題ですが、ご本人が全てを決めそれに周囲が従うのではなく、周囲と相談しながら意思決定していく、というプロセスの支援の方が現実的かと思いました。	B	平成 30 年6月に厚生労働省が発表した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容も参考に規定しました。 意思決定支援という用語が定着していますので、変更はしませんが、同ガイドラインでは、「意思決定支援」の重要な要素として「意思決定支援のプロセス」が重要であるとされており、今後も意思決定支援のプロセスの重要性も合わせて周知したいと考えています。	第 15 条
45	第 15 条	この記述を読んでも具体的な場面が想起できない。	D	意思決定支援とは、認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援と位置付けています。その多くはケアを提供する専門職種や行政職員等が考えられますが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人なども対象になると考えます。条例の啓発の際に表現を工夫します。	第 15 条
46	第16 条	第3項について、「養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援」という表現はわかりづらい。養護者がやむを得ず行う行為が虐待に及ばぬように、養護者を支援するということだろうが。もっとも、このことは重要な事柄であり、具体化が難しい。追究してほしい。	C	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の第1条（目的）の表現を準用しています。両法律では、『以下「養護者に対する支援」という。』と規定しています。 養護者に対する支援は、虐待を未然に防ぐだけでなく、現に起きている虐待に関して養護者への支援を行うことも含まれます。	第16 条
47	第 16 条	成年後見制度について、国の制度として反対はしませんが、その利用は個人によって違うので、半ば推奨していることは好ましくないのではないでしょうか。	D	第 16 条では、成年後見制度だけでなく福祉サービス利用援助など、様々な事業のなかで、一人ひとりに対応した相談を想定して規定しています。	第16 条

（仮称）認知症とともに生きる基本条例（素案）に対する意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
E：うち案に関連する質問などその他のもの

	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
48	第 16 条	手段（条例策定）と目的（認知症患者の権利擁護）を混同しないことが肝要。特に第 16 条（権利擁護）は人権侵害に繋がりかねない問題条項。削除が望ましい。	D	認知症の人の人権侵害が起きないように、条例第3条第1項の基本理念で、「認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。」と規定し、それに基づいて第16 条を規定しました。	第16 条
49	第 16 条	【認知症のみならず身体障害者等を含む者に対する偏見のない社会の実現】 認知症に関する諸活動をしながら感じることは現在あらゆることに多様性が囁かれている昨今、認知症ばかりでなく身体障害者等を含め、健常者でない方に対する偏見などがない、その状況が当たり前と思える社会になれば良いと思うこの頃です。	C	市では、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、平成 28 年4月1日に浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を施行しています。今回の認知症とともに生きる基本条例を加え、今後も認知症の人を含めた障がいを理由とした差別の解消に取り組んでいきます。	第16 条
50	第 17 条	かなりナイーブな内容だと思いました。条文としていれるのであれば、医学的エビデンスに基づいたしっかりとした内容でなければならない気がします。個人的には予防啓発とともに、認知症という言葉が持つイメージを変え早期診断によるメリットをイメージ付ける、認知症分野の医療の発展に社会の発展を追い付かせる、といったことを目指していくことがいいかなと思いました。	C	国は認知症施策推進大綱の中で、『「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。』と定義しています。しかし、「予防」という言葉の使い方によっては、認知症の人は「予防でききなかった人」という誤解を生じさせるおそれがあることから、市民の役割等には規定しませんでした。 疫学調査では高齢者の社会参加や生活習慣病の罹患率と認知症の発症の相関が示唆されており、国も認知症施策推進大綱の中で、『予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置く。』としていることから、素案のような規定としました。	第 17 条
51	第 18 条	下段の認知症施策推進体制の中に記載をされている『広域連携推進』の意味が分かりにくいので、何か記載の方法など工夫ができないか。	D	条例の啓発の際に表現を工夫します。	第 18 条